

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和2年10月26日

世田谷区

1 事業概要

(1) 件名

養育支援訪問事業(学生ボランティア派遣事業)業務委託

(2) 目的

虐待を受けている又は虐待を受けた児童(小・中学生)に大学生・大学院生のボランティアを派遣し、会話や遊び、学習を通して当該児童の精神的、心理的支援を行い、児童の健全な育成及び自立を支援することを目的とする。

(3) 契約期間

令和3年4月1日～令和6年3月31日

(契約は年度ごとに締結するものとし、各年度の本事業に係る予算配当があること及び前年度の履行が良好であることを条件とする。)

(4) 業務内容

基本的な業務内容は以下のとおり。

学生ボランティアの確保及び人材育成

学生ボランティアの派遣調整及び派遣

関係機関への報告及び連携

学生ボランティアへの活動費の支払い

学生ボランティアの活動に係る保険への加入

夏季・冬季休暇中の特別活動及び文化的経験活動の企画及び運営

(5) 予定数

派遣・訪問活動：360回程度

対象児童数：15人程度

派遣人数：対象児童1人につき学生2名を派遣

1回当たりの派遣時間：1.5時間程度

派遣頻度：1対象児童につき原則2回/月

夏季特別活動 5回程度

冬季特別活動 原則1回

文化的経験活動 原則1回

2 参加資格

申込み時点において、当事業の運営が可能であり、政治若しくは宗教活動を目的としない法人(以下、「法人」という。)で、次の各事項をすべて満たしたものの。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 都道府県民税・市区町村民税に滞納がないこと。
- (5) 令和2年度を含む過去5カ年度の間に、被虐待児童に対する支援事業の実績があり、且つ自治体におけるヘルパー等派遣サービスやボランティア等のマッチング事業の受託実績があること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 運営体制

人権への配慮、個人情報保護の取り組み等
事故防止、苦情対応、事業評価の取り組み等
法人の経営状態

(2) 委託業務の運営について

委託業務運営に関する考え方、事業の実施内容及び実施方法
職員の配置体制、被虐待児童支援の専門性、類似事業の実績等
学生ボランティアの管理及びフォローアップ体制や人材育成方法

(3) 見積金額の妥当性

5 手続き等

(1) 説明書の交付期間、場所及び方法

期 間：令和2年10月26日（月）午前10時から
11月 9日（月）午後 4時まで

場 所：世田谷区ホームページ及び下記7担当部課

方 法：世田谷区ホームページからのダウンロード及び担当部課での配布

(2) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

期 限：令和2年11月9日（月）午後4時必着

場 所：下記7担当部課に同じ

方 法：持参または郵送

辞 退：参加表明後に何らかの事情により辞退する場合は、別紙3「辞退届」を提出すること。

(3) 書類の提出期限、場所及び方法

期 限 ア 財務諸表の提出期限：令和2年12月 4日（金）午後4時必着

イ 提案書等の提出期限：令和2年12月11日（金）午後4時必着

場 所：下記7担当部課に同じ

方 法：持参または郵送

(4) ヒアリングの実施について

実施日、実施場所、実施内容等については、招請通知発送以降に通知する。
また、必要に応じて事業者の現地確認を行う。

6 その他

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、その書類を無効とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金は免除する。
- (4) 契約にあたっては、契約書を作成する。
- (5) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方（受託者）との随意契約により締結する予定の有無：無
- (6) 提出書類を郵送で提出する場合、未着・遅延については、理由の如何にかかわらず、区では責任を負わない。
- (7) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (8) 区が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることができる。
- (9) 区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。
- (10) 企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書に記載した業務責任者は、原則として変更できない。ただし、病気、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であるとの区の了解を得なければならない。
- (11) 提出された書類は、理由の如何にかかわらず返却しない。
- (12) 提出された提案書類は、当該選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定された提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (13) 応募に必要な費用は、すべて応募者の負担とする。
- (14) プロポーザル方式の透明性・公正性を確保するため、当該案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を区が公表できることについて、了承の上で参加すること。
- (15) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的とし、区は契約の際、提案書の内容に拘束されないものとする。
- (16) 契約に際しては当該年度における予算の配当を条件とする。また、その配当額によっては委託業務内容を調整することがある。
- (17) 詳細は説明書による。

7 担当部課

世田谷区 子ども・若者部 児童相談支援課 要保護児童支援担当

〒156-0043 世田谷区松原6-3-5 梅丘分庁舎2階

電話：03-6304-7731

FAX：03-6304-7786

担当者：山根、菅野、今井